

第1回 瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画検討会資料

地域農業を守ろう

農地を次世代に引き継ぐための地域計画に取り組みましょう！

高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けると、地域の農地が守れなくなってしまうかもしれません。これまで地域のみなさんが守り、おいしい作物を作ってきた農地を、子や孫の世代に引き継いでいくためには、今が地域の皆さんで地域農業の将来を話し合う大事な時です。この地域での取組を後押しするため、令和5年4月1日に法律(農業経営基盤強化促進法)が施行されました。



このままでは地域の農地を維持できない！

課題解決のために一緒に取り組みませんか。

市町村では、関係機関(農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区など)と一体となって
地域計画の策定に取り組んでいます。ぜひご協力をお願いします。

地域計画とは

農業者や地域のみなさんの話し合いで作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図です。

作成主体	市町村
対象範囲	集落単位
法令	農業経営基盤強化促進法第18条～

みなさんの地域でも話し合ってみませんか。

農林水産省

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	瑞浪市 21208
地域名 (地域内農業集落名)	土岐地区 (栄町集落、一日市場集落、清水集落、木ノ暮集落、下沢集落、名滝集落、奥名集落、 庄ヶ洞集落、市原集落、鶴城集落、大久手集落、桜堂集落、下益見集落、 上益見集落、大草集落、仲ヶ平集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	73.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	69.4 ha
② 田の面積	64.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	5.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4.9 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.4 ha
(参考) 区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	61.0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	7.6 ha
(備考) 区域内の農用地等面積のうち0.9haが遊休農地	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における60才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区の清水集落、木ノ暮集落、下沢集落、名滝集落、奥名集落、鶴城集落、桜堂集落では圃場整備を実施済みであり、担い手を中心に水稻が栽培されている。また、一部の農用地ではトマトなどの施設園芸が実施されている。圃場整備未実施の農用地では、主に農地所有者により水稻、露地野菜が作付けされている。農用地区域の農用地72.0haの内、84.7%は60歳以上の農業者が耕作している。また、奥名集落では集落営農組織による農地の管理が行われている。これまで大草集落営農組織が管理していた農地は、大草集落営農組織が解散したため、一部を稲津地区の水洗集落営農組織が管理している。その他の農地について担い手による集積を図っていく必要がある。集落営農組織の管理面積及び担い手による集積面積は全体農用地の34.4%であり、持続的な農用地の利用を図るためには、集落営農組織による管理の継続、担い手による集積の拡大を図っていく必要がある。また、獣害被害が増加傾向にあるため、鳥獣被害防止対策も必要となっている。

【地域の基礎データ】
認定農業者:2
主な作物:水稻

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

主要作物の水稻について、酷暑対策として早生品種や高温耐性品種を、生産性向上対策として多収品種を導入する。
スマート農業技術を導入することによって、担い手の経営面積を拡大する。
水稻以外の高収益作物や特産品化作物のなどの作付けを推進し、担い手の経営安定化を図る。
鳥獣被害防止対策としてワイヤーメッシュ防護柵を設置する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 農地中間管理機構を活用した担い手への集積・集約化を基本とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	34.4	%	将来の目標とする集積率 35.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標 地域内の農業を担う者を中心に集積することによって集約化面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積・集団化の取組 担い手や関係機関で構成する検討会における農用地のゾーニングに関する協議に基づき、集積・集約化を推進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方法 農用地の貸付意向調査により貸付希望時期等を把握し、担い手の経営意向に沿って段階的に活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組 大区画化・汎用化が可能な農用地については、既に基盤整備事業等を実施済みである。事業等実施済みの農用地であっても区画が小規模のものもあるため、大規模区画に変更する再圃場整備の実施を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組 JAとうと、県などと連携して地域内外から多様な経営体を募集し、農用地の斡旋、農業用機械の導入支援を行う。また、農産物等直売所出荷者協議会とも連携し、栽培技術講習会を実施するなど相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 地域内の農業を担う者のうち、A及びBに委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①ワイヤーメッシュ防護柵を設置し、地区における見回りを実施することで獣害を防止する。
 ②有機・減農薬といった付加価値の高い農業への転換を進める。
 ③担い手の経営効率化を図るためのスマート農業機械を導入する。
 ⑦農産物等直売所の出荷者など小規模の農業者を育成することで、大規模の農業者が集積困難な農用地の活用につなげる。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻	11.7 ha	ha	水稻	11.7 ha	ha	青	
認農	B	水稻	3.0 ha	4.8 ha	水稻	3.4 ha	4.8 ha	オレンジ	
集	C	水稻	4.8 ha	ha	水稻	4.8 ha	ha	赤斜線	
集	D	水稻	0.5 ha	ha	水稻	0.5 ha	ha	赤斜線	
利用者	E	露地野菜	0.2 ha	ha	露地野菜	0.2 ha	ha	黄色	
利用者	F	トマト	0.4 ha	ha	トマト	0.4 ha	ha	黄色	
利用者	G	水稻	0.4 ha	ha	水稻	0.4 ha	ha	黄色	
利用者	H	水稻	1.0 ha	ha	水稻	1.0 ha	ha	黄色	
利用者	I	水稻	0.8 ha	ha	水稻	0.8 ha	ha	黄色	
利用者	J	露地野菜	0.1 ha	ha	露地野菜	0.1 ha	ha	黄色	
利用者	K	露地野菜	0.3 ha	ha	露地野菜	0.3 ha	ha	黄色	
利用者	L	水稻	0.1 ha	ha	水稻	0.1 ha	ha	黄色	
利用者	M	水稻	0.7 ha	ha	水稻	0.7 ha	ha	黄色	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	13経営体		24 ha	4.8 ha		24.4 ha	4.8 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を営む者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

[illegible]

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

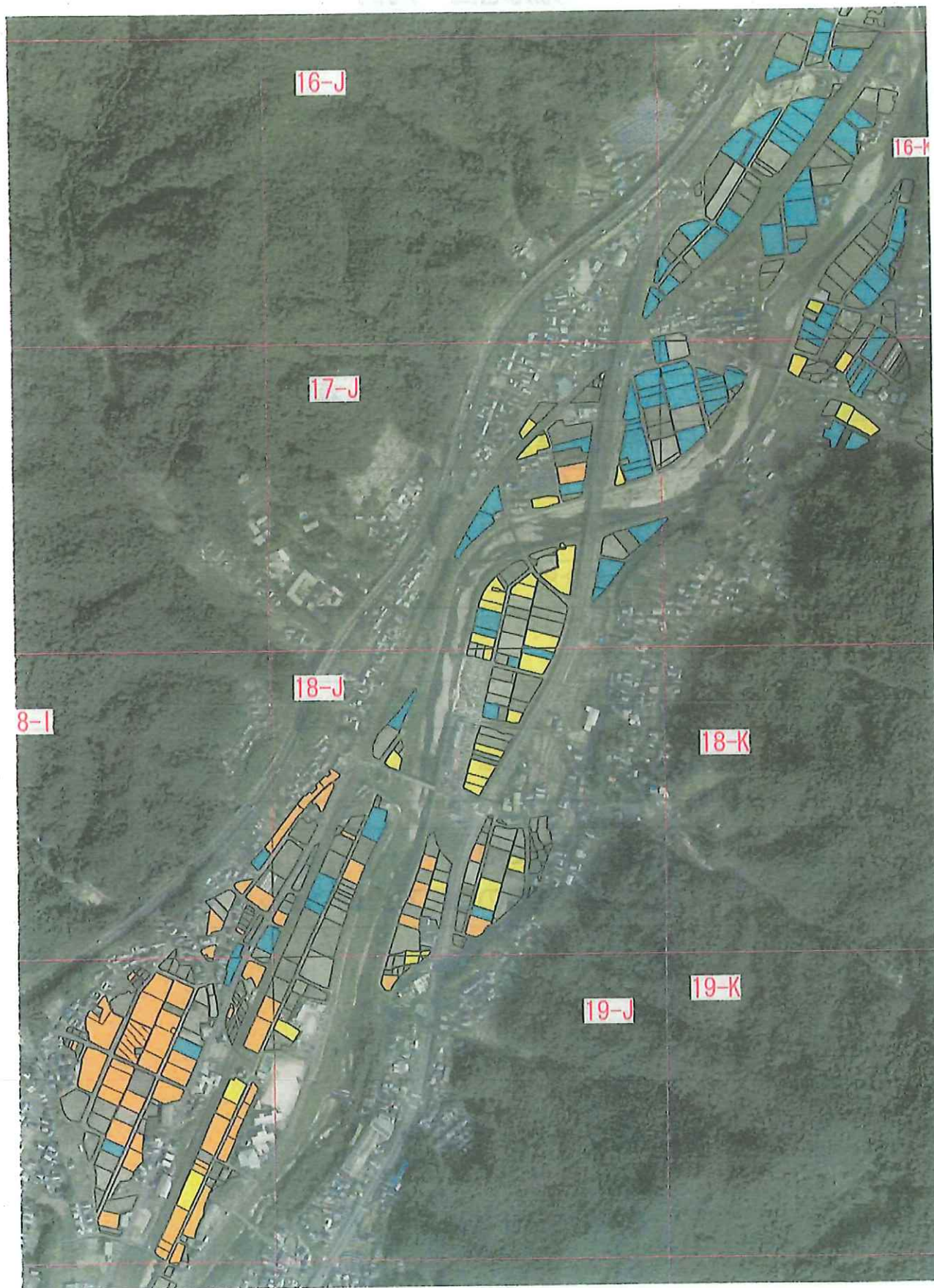
注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



1:7,000

0

250

500m

議第1号

瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画検討会の役員の選任について

瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画検討会規則第5条第1項では、当協議会の役員について、会長、副会長を置くことになっており、役員については、下表の会員の中から総会において選任することになっています。

なお、規約により会長、副会長は、相互に兼ねることはできません。

役 職	氏 名	所 属
	羽 柴 昇	陶都信用農業協同組合
	安 藤 秀 哲	東濃農林事務所
	小 木 曾 昌 弘	瑞浪市農業再生協議会
	大 山 理 晴	瑞浪市農業委員会
	水 野 求	農事組合法人大川機械化営農組合
	小 栗 啓 輔	農事組合法人大湫機械化営農組合
	遠 山 英 俊	農事組合法人とうぶ営農組合
	原 雅 直	農事組合法人日吉機械化営農組合
	渡 邊 俊 美	農事組合法人ふかさわ
	民 田 千 博	農事組合法人民田農場
	土 屋 博 之	合同会社つちや営農
	山 崎 意 宇	山崎商事株式会社
	木 村 大 介	新規就農者
	伊 佐 治 広 充	きなあた瑞浪出荷者協議会

※ 会員の任期は2年とする。〔規則第4条の規定による〕

令和8年度瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画の策定スケジュール案

日 程	段 階	内 容
令和8年8月24日	第1回地域農業経営基盤強化促進計画検討会	検討会委員委嘱、計画策定方針等の説明、担い手意向調査依頼
令和8年12月	第2回地域農業経営基盤強化促進計画検討会	地域計画の素案について
令和8年12月～ 令和9年1月	協議の場	地区ごとに開催方法を検討
令和9年1月	協議の場の公表	市ホームページ
令和9年2月	関係機関・団体への協議 依頼・回答	農業委員会、JAとうと、農地中間管理機構などへ意見聴取
令和9年2月～3月	地域計画（案）の縦覧	2週間
令和9年3月31日	地域計画の公告	市ホームページで公表